

自治体債権の管理・回収（基礎）

日程

7月1日（水）、2日（木）【2日間】

対象

債権の管理・回収業務を担当する職員 【定員80名】

ねらい

自治体の抱える自力執行力のない各種債権の管理や回収する方策について、法律を中心とした基礎知識を習得することによって、各区が自らの努力で歳入を確保し得る債権管理に必要な職務遂行能力の向上を図る。

場所

特別区職員研修所（千代田区九段北1-1-4）



積極的なご参加をお待ちしています！



12月上旬～中旬実施予定の「自治体債権の管理・回収（演習）」とあわせて受講すると効果的です。募集については別途お知らせいたします。

カリキュラム

※講師は、いずれも東京弁護士会所属弁護士

7月	時間	教科目	講師名（敬称略）
1日 （水）	9：00 ～ 11：45	任意の履行を求める措置、強制的な措置等（講義）	弁護士 澤村 暁
	12：45 ～ 14：15	債権の発生、担保の設定、日常の債権管理（講義）	弁護士 中野 敬子
	14：30 ～ 17：00	債務者が履行遅滞に陥った場合の対応（督促、納付相談）（講義・演習）	弁護士 石原 光太郎
2日 （木）	9：00 ～ 11：45	時効管理、不納欠損（講義）	弁護士 轟 直也
	12：45 ～ 14：15	債務者にイレギュラーな事態（任意整理、破産手続、相続）が生じた場合の対応（講義）	弁護士 鎌田 博徳
	14：30 ～ 17：00	裁判所の利用、訴状起案、強制執行（講義・演習）	弁護士 中村 英示
計	2日間（14時間）		

受講生の声

- ・回収できるものは回収し、回収できないものは落とすという債権回収の重要なポイントを抑えられました。（生活支援課職員）
- ・財政課に所属している限り「債権」に関与することはもちろんのこと、不能欠損などの合議の審査をするのに足りなかった知識が学習でき嬉しかったです。現在所属している部署以外でも債権管理、相続、強制執行等には大いに関わる可能性があり、それらの知識はこれまでほとんど皆無といえるような状態であったため、理解が深まりました。（財政課職員）
- ・3年目で初めて受講できました。1年目で受講していれば良かったです。日々業務で悩んでいることを解決できる手立てを知ることができました。（生活福祉課職員）
- ・現所属に勤務して3か月、実務をこなすのみで、債権回収の知識がなかったので、大変参考になりました。債権は区の財産であるため、今回の研修で得た知識を活かして、適切な実務をしていこうと思います。（住宅課職員）
- ・気をつけるポイントなどを沢山教えていただきました。債権管理、回収について研修機会があまりなく、とても参考になりました。業務にすぐに役立つ実践講座で、毎年新規担当者にはぜひとも受講してもらいたいです。（児童育成担当課職員）